

特別市・大都市行財制度特別委員会記録
【 速 報 版 】

令和7年9月26日開会

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣言

○ 福地茂委員長 これより委員会を開会いたします。

遅参委員は斎藤委員でございます。



◎ 指定都市の「令和8年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通常：青本）」について

○ 福地茂委員長 それでは、議題に入ります。

初めに、指定都市の令和8年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望、通称青本についてを議題に供します。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。当局の説明を求めます。

○ 松井財政局長 それでは指定都市の、令和8年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望、通称青本について説明させていただきます。

8月19日に書面開催された指定都市財政担当局長会議において取りまとめられた要望書の最終案を本日の資料とさせていただいております。今後、各市で議長及び市長の決裁手続などを進め、正式に決定される予定です。

それでは、目次の次のページの前文を御覧ください。

前文では、要望の背景や指定都市の現状について総括的に記載しております。

第1段落では、指定都市の財政運営が極めて厳しい状況に置かれている中で、上から5行目の中ほどになりますが、さらにから始まる文章でございますが、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策や国土強靭化の取組のほか、物価高への対応などに多額の経費が見込まれていることを説明しております。

そして、第2段落では、指定都市が圏域における中枢都市としての役割を果たしていく必要があること、さらに、上から2行目のまたから始まる文章でございますが、こども・子育て政策の強化、社会資本の強靭化・長寿命化など、緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があり、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要であると述べています。

1ページを御覧ください。

このページと次のページでは、要望の背景として、大都市の特性や財政状況を説明するグラフや図を掲載しております。

3ページを御覧ください。

ここからが要望事項となります。各要望事項の下の青い枠囲みの中に要望文を、その下に現状と課題を、要望内容に續いて説明文を補足する図表を掲載しております。本日は、枠囲みの中の要望文を中心に御説明させていただきます。

まず、税制関係の要望事項でございますが、1点目は、眞の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正でございます。

青い枠囲みの中、要望①を御覧ください。税源移譲により、国・地方間の税の配分をまず5対5とし、さ

らに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税の配分割合を高めていくこと、そして、下段の要望2でございますが、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減することなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うことを求めております。

5ページを御覧ください。

2点目は、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化でございます。大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充することを求めるものでございます。

7ページを御覧ください。

3点目は、事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設です。道府県からの指定都市への税源移譲について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設することを求めるものです。

9ページを御覧ください。

4点目は、個人住民税の一層の充実です。市町村の基幹税目である税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ることを求めるものでございます。

少し飛びまして、11ページを御覧ください。

5点目は、固定資産税等の安定的確保です。固定資産税は国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ることなど4点を求めるものでございます。

また少し飛びまして、15ページを御覧ください。

ここからは、財政関係の要望となります。

1点目は、全体項目6点目、国庫補助負担金の改革です。枠囲みの中、要望①でございますが、国と地方の役割分担を見直した上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲することや、16ページの要望②でございますが、税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保することなどを求めるものでございます。

17ページを御覧ください。

財政関係の2点目でございますが、全体項目7点目でございます。国直轄事業負担金の廃止でございます。

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業について、地方負担を廃止することや、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲することを求めるものでございます。

19ページを御覧ください。

財政関係の3点目でございます。地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止でございます。枠囲みの中、要望①では、地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保することや、20ページでございますが、要望②では、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止することなどを求めるものでございます。

21ページを御覧ください。

財政関係の4点目でございます。枠囲みの中、要望①でございますが、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び脱炭素化推進事業債につきまして、令和7年度までとされている事業期間を延長し、さらには、恒久的な措置となるなど重点的な支援を行うことと、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的な対策を進められるよう、恒久的な措置とすることを求めるものでございます。要望②でございますが、地方債のうち公的資金について、指定都市への配分を増やすことなどを求めるものでございます。

以上が今年度の要望事項でございます。なお、青本の製本版につきましては、印刷が進み次第、委員の皆様へお配りさせていただきます。

最後に、資料にはございませんが、今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

10月8日に開催予定の指定都市税財政関係特別委員長会議におきまして、党派別要望行動の進め方や政党ごとの当番市が決まります。

例年ですと、11月上旬から下旬にかけまして党派別の要望行動が実施されます。委員の皆様におかれましては、それぞれの政党に対し要望を行っていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。委員の皆様におかれましては、引き続き御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 福地茂委員長 御説明ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
 - 福地茂委員長 特に御発言はないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
- ◇
- 特別市制度の創設に向けた検討状況等について
 - 福地茂委員長 次に、特別市制度の創設に向けた検討状況等についてを議題に供します。
当局の説明を求めます。
 - 松浦政策経営局長 特別市制度の創設に向けた検討状況等につきまして、橋田大都市制度推進本部室長より御説明いたします。
 - 橋田大都市制度推進本部室長 それでは、委員会資料に基づき御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

1の国への本市独自要望についてですが、令和7年7月10日、総務事務次官に対し、特別市の早期法制化の実現について提案・要望を行いました。

提案・要望の内容ですが、1の特別市の早期法制化として、指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく特別区設置以外の新たな選択肢となる特別市の法制化を早期に実現すること、2として、次期地方制度調査会における大都市制度改革の調査審議として、特別市の早期法制化に向け、次期地方制度調査会で調査審議を行うため、大都市制度の在り方について諮問することを提案・要望いたしました。

3ページを御覧ください。

2の県内三政令市市長・正副議長懇談会についてですが、県内の三政令市の市長、議長、副議長が特別市の法制化の早期実現に向けた3市の連携について意見交換を行う懇談会を令和7年8月26日に開催いたしました。懇談会では、特別市に関する3市の取組状況の共有や意見交換を行い、3市の市長、議長、副議長連

名による次期地方制度調査会における特別市の法制化を含む大都市制度の在り方に関する議論を求める三市共同要請を取りまとめました。

4ページを御覧ください。

三市共同要請の主な内容ですが、特別市は、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより近隣自治体を含めた圏域、日本全体に還元することができる制度である。時代の要請や地域の実情に迅速かつ柔軟に応えていくためにも、大都市が持つ力を最大限に発揮できる特別市の早期法制化に取り組むべきである。

国では、昨年末に設置された持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会及び大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループにおいて、特別市をはじめとする大都市制度の在り方等の議論が行われてきたが、持続可能な社会と我が国より一層の成長を実現するためには、国においてさらなる議論が行われるべきである。

我が国の持続可能な未来へ向けて、特別市の法制化を含む大都市制度の在り方を次期地方制度調査会に諮問し、議論を進めるよう、3市の市長と市会、市議会の正副議長の総意をもって強く要請するとしております。

5ページを御覧ください。

3の指定都市を応援する国会議員の会の決議についてでございますが、指定都市に関する超党派の議員で組織される指定都市を応援する国会議員の会の全体会が令和7年6月19日に開催され、特別市の法整備を含めた大都市制度の在り方の議論を国会及び政府に求める決議が行われました。

決議の主な内容ですが、本会は、総意をもって、次の事項について、国会及び政府等に対し強力に要請する。

1、我が国を取り巻く環境変化や将来を見据え、次期地方制度調査会に特別市制度の法整備を含めた大都市制度の在り方の調査審議について諮問し、議論を進めることでございます。

6ページを御覧ください。

4の指定都市市長会の取組についてですが、(1)の令和7年7月7日に開催した指定都市市長会議において、次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請及び人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言を採択いたしました。

次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請の内容ですが、1として、我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、これまでの国の研究会やワーキンググループでの議論も踏まえ、次期地方制度調査会に特別市の法制化を含めた大都市制度の在り方の調査審議を諮問し、議論を進めること。

2として、次期地方制度調査会に向けた検討を進める際には、現場の実情を知る指定都市に対して、あらかじめ十分な意見聴取を行うこととしております。

7ページを御覧ください。

人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言の概要ですが、提言の目的は、人口減少時代を見据え、日本全体の危機的状況を踏まえた大都市の役割の重要性や、特別市制度の創設を含む多様な大都市制度の必要性について、国や国会議員、経済界など多くの関係者に御理解いただき、大都市制度改革の機運醸成につなげることとしており、提言の構成としては、1、時代背景と我が国に対する危機意識、

人口減少時代の到来と停滞する日本経済等、2として、新型コロナウイルス感染症とデジタル化の進展がもたらしたもの、3として、今後の地方自治制度に求められること、4として、多様な大都市制度の早期実現に向けて、新たな大都市制度、特別市の提案という構成となっております。

8ページを御覧ください。

(2)のところですが、令和7年7月7日に開催した指定都市市長会の多様な大都市制度実現プロジェクトにおいて、特別市に関する考え方（素案）及び特別市の法制化案作成に向けた整理状況について確認をし、引き続き議論を重ねた上で、次回の会議において地方自治法改正案の形で提示することを目指すこととしたしました。

今後の議論では、区の住民代表機能の考え方、特別市の移行に向けた住民投票の考え方などを検討していくこととしており、これまでに指定都市市長会で整理した法制化案作成に向けた考え方については、9ページに記載しております。

引き続き9ページを御覧ください。

基本的な方向性ですが、本日、添付資料3の（3）として配付している特別市に関する考え方素案改訂版の内容をベースとして、プロジェクト等における議論を踏まえて作成する。特別市の法制化案は、地方自治法を改正して規定する手法を採用するとしております。

主な考え方ですが、表の右側には、令和3年の指定都市市長会のプロジェクト最終報告書でまとめた内容を参考として記載しております。表の左側の今回の考え方は、令和3年の最終報告書には書かれていなかった部分も含め、指定都市市長会のプロジェクトとして考え方を整理して検討を進めている段階のものは、赤字で記載しております。

まず、事務について、一般市町村の求めに応じ、市町村事務を補完する事務を行うものとしております。

区については、区長については、議会の同意を要する特別職とする場合と、従来と同じ扱いとする場合の両パターンを作成する。区内選出の市議会議員で構成する区常任委員会について、必置とする場合と必置としない場合の両パターンを作成するとしております。

また、住民投票については、制度化する場合と制度化しない場合の両パターンを作成する。住民投票を行う場合は、その範囲を、市民を前提とするとしております。

警察事務については、特別市公安委員会及び特別市警察本部の設置を前提とするが、都道府県との共同設置も視野に入れ、公安委員会の共同設置を認める規定を置くとしております。

10ページと11ページには、参考として、市会の皆様との議論を経て策定した横浜特別市大綱における本市の考え方について、先ほど御説明をいたしました主な考え方の項目ごとに本市の考えをまとめてございます。10ページには事務や区について、11ページには住民投票や警察についてまとめております。

12ページを御覧ください。

国における検討状況についてですが、昨年12月に総務省が大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループを設置し、大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理及び対応方策について幅広く議論を行い、今年6月に報告書を取りまとめました。

13ページを御覧ください。

報告書の概要についてですが、4の新たな大都市制度としての特別市制度では、（1）として、特別市制

度の意義について様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から引き続き議論が必要であるとされ、（2）制度を検討する際の課題について、広域自治体が分割されることによる影響、住民自治の確保、特別市移行の要件・手続の項目について論点整理が行われました。

また、5の大都市圏における広域的な課題への対応では、（1）都道府県の区域を越えた圏域行政への対応、（2）指定都市を含む市町村間の広域連携について、方向性の検討が行われました。（2）の指定都市を含む市町村間の広域連携では、三大都市圏では、規模・能力が同程度の市区町村間での連携に加え、比較的リソースを有する指定都市等を中心とした連携の枠組みについて検討するとされました。

14ページを御覧ください。

6の添付資料といたしまして、資料1、国への本市独自要望、特別市の法制化の実現、資料2として、次期地方制度調査会における特別市の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請、資料3として、指定都市市長会、多様な大都市制度実現プロジェクトの資料として、（1）指定都市を応援する国会議員の会について、（2）人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言、（3）として特別市に関する考え方素案改訂版、（4）として特別市の法制化案作成に向けた整理状況を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- **福地茂委員長** 御説明ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **荻原隆宏委員** 御説明ありがとうございます。主に、区における住民代表機能の点についてお伺いしたいのですけれども、9ページに地方自治法の改正案についての考え方というものが載っております。ここに、主な考え方の表の中の上から2つ目になりますが、一層制の自治体ということが書いてあります。これは、右隣にある令和3年の多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書のところにも括弧して書いてございますけれども、この一層制ということの結果として一層制ということを目指していると、大都市のスケールメリットを生かしていくという当初からの特別市制度構想の反映だと思うのですけれども、しかしながら、同時に、2013年の第30次地方制度調査会からも指摘を受け続けている各行政区における住民代表機能をどうしていくのかということを考えたときに、一層制というものが、どういう性格を帯びた一層制なのかということを考えることが極めて重要だということは、私も随所で指摘をさせていただいてきたところでございます。

まず、今回、地方自治法改正を目指すに当たって、括弧づけで一層制の自治体というふうにあえてここに示す考え方を聞かせていただきたいと思います。

- **橋田大都市制度推進本部室長** この一層制という意味は、いわゆる地方自治体、法律用語だと地方公共団体といいますが、地方公共団体とは、横浜市もそうですが、二元代表制で、首長、市長と議会を持つというのがフルセットになっているわけです。

それは全国津々浦々どこもそうだと。それは全国の都道府県、市町村という形で2層です。首長と議会がセットになった地方自治体が2つ重なっているという部分がいわゆる二層制というふうに考えております。

この特別市につきましては、昭和22年に旧地方自治法の中でもともと規定をされておりましたときも、この一層制という形で、特別市は市長と議会が1つで、都道府県の区域外になりますので、実質的な一層制になっていくというそういう考え方がある、ここでいう一層制の自治体という形になっています。ただ、旧法においても、大都市の中に、それぞれの行政区画ごとに区を置いていくということを前提とした中の一層制という考え方でございます。

- 荻原隆宏委員 定義の話になって恐縮なのですけれども、二層制という意味は、例えば今の横浜市においては、行政区が法人格を有すると。つまり各区に公選区長が置かれて公選議会が置かれる、横浜市にも公選区長と公選議会が置かれると、それが二層性であるということでよろしいですか。
- 橘田大都市制度推進本部室長 基本的にはそのような認識でございます。
- 荻原隆宏委員 そうしますと、一層制という言葉に関しては、横浜市が特別市となっても、今と変わらず1人の市長が公選されて1つの議会が公選されると、つまり今も一層制であるという理解でよろしいですね。
- 橘田大都市制度推進本部室長 今は一層制であるという理解だと思います。
- 荻原隆宏委員 なので、今この改正をしようとしている中身を見させていただきますと、各行政区に公選区長を置くわけではないですし、公選議会を置くわけではないので、つまりこれは一層制なのだと。つまり今も一層制だし、特別市も一層制だと、ここに変化はないわけですね。
- 橘田大都市制度推進本部室長 私の言い方が、今は都道府県と市町村の二層制ということで、横浜市というものを考えたときに、そこに、区の中に例えば公選の区長を置くとか、あるいは公選の議会が置かれているということではないという意味での一層という理解でございます。
- 荻原隆宏委員 なので、その一層制の自治体という表現をした際に、今は都道府県と横浜市で二層制なのだと、それを、独立した自治体をつくっていくという意味で一層制に束ねていくのだということです。
- 橘田大都市制度推進本部室長 要は、この制度そのものが都道府県の区域外になりますので、都道府県が政令市の中で行っている事務と政令市が今やっている事務、これを統合して、一本化して、1人の首長と1つの議会がその事務をつかさどっていくという、そういう形態であるというふうに考えております。
- 荻原隆宏委員 ありがとうございます。
都道府県の外を見るのではなくて横浜市の中を見たときに、この改正案の中では各区に公選区長を置くわけではないし、公選議会を置くわけではないですから、特別市に移行しても変化はないと思うのです。そういう意味では、そこに私は、正確性に少し欠ける面が常にこの一層制の表現をされるときに感じております。それが横浜市の中に限ったら何の変化もないという点をしっかり考えてくださいというのが地方制度調査会の指摘だったと思います。各区における住民代表機能を考えてくださいということだと思います。
- 今、一層制の自治体というふうに書いていただいているのですけれども、そこは、表現の取り方によっては、地方分権に逆行する方向性を帯びてしまうと。つまり横浜市の中では、特段の変更はないからです。横浜市の人口は増えているけれども、しかし、住民自治に関しては、特段、議会が拡大するわけでもないし、特段、区長が公選されるわけでもない。その点を私としては非常に懸念しているところなのです。一層制ということの表現の中で、地方分権に逆行する解釈をする余地を与えてはいないかということです。一層制を目指しているのかと、一層制になること。一層制にするということは束ねていくということですから、それは集中していくということだと思います。地方分権ではなくて逆行していくという、そういう懸念を与えるかということを伺いたいのです。
- 福地茂委員長 橘田室長、この一層制の自治体という表現の意図についての質疑になっていると思いますので、当局側としての意図を明確に御説明いただきますようにお願ひいたします。
- 橘田大都市制度推進本部室長 今、議員御指摘の部分というのは、第30次の地方制度調査会でも十分議論

されておりまして、地方制度調査会の答申の中では、一層制の大都市制度である特別市の中に法人格を持つ公選の長・議会を備え、二層性にする必要はないとまず言っています。ただ、少なくとも今の指定都市の区と同様のものを設置するのでは不十分で、何らかの住民代表機能を持つ区が必要であると、こういう指摘を受けているところです。

それを受けまして、横浜市の特別市大綱の中にも、区長を例えれば特別職にして議会の同意を要する形にしていくとか、区におけるチェック機能、区を選挙区とする議員の皆様方がチェックできる仕組みをつくっていくということが必要であるということを明確にしておりますし、今回の特別市、指定都市市長会のプロジェクトの中でも、その区については、何らかの住民代表機能をしっかりと持たせていく、その上での一層制であるという前提で整理をされているというふうに考えております。

- 福地茂委員長 橘田室長、地方分権に逆行している意図はないかどうかについて、もう一度。
- 橘田大都市制度推進本部室長 失礼しました。地方分権に逆行している意図は、ないというふうに考えております。
- 荻原隆宏委員 委員長、整理ありがとうございます。地方分権に逆行するということのないように進めることが大事だと思っています。なので、この一層制というときに、私は慎重な表現が必要だというふうに思っておりますので、この点はぜひ留意していただきたい。要望させていただきます。

この地方自治法の改正案の中の区の部分なのですが、9ページに書かれているこの表の中のこの選択肢のみが、今、議論の俎上に上がっているのでしょうか。
- 橘田大都市制度推進本部室長 指定都市の市長会の議論の資料をそのままここでは添付させていただいておりますので、議論としては、この内容が指定都市市長会のプロジェクトとしての内容になっているという形になります。指定都市は20市ありますので、それぞれ議会の中でこういった議論、特別委員会を設けて議論されている本市のような市もある一方で、あまり特別市に対する議論とかをまだ十分されていない市もありますので、今回は、指定都市市長会としては、2つぐらいの両パターンを提示した上で、それぞれの議会の意見も聞いていきましょうというのが今回のこの整理と。本市の場合は、議員の皆様方に、十二分にもう議論されているというふうに認識しておりますが、指定都市全体で見ると、まだ議論が不十分な市もあるので、今回、こういう両パターンをつくって議論をそれぞれの市がしていきましょうという形に今なっているという状況でございます。
- 荻原隆宏委員 そうすると、地方自治法の改正案として、政令指定都市市長会の中の選択肢であって、改正案の中にその選択肢を盛り込むという方向ではないということですか。
- 橘田大都市制度推進本部室長 改正案は一本化をしていくという形になろうと思いますので、何らかの形で收れんを指定都市市長会としてはした上で、改正案で2パターンありますみたいな話だと非常に曖昧になりますので、一本化をしていく方向になろうかと思っております。
- 荻原隆宏委員 これは、改正案としてその中に選択肢が盛り込まれるというのは、私は、十分あってもいいのではないかと思います。むしろ多様な地方自治の在り方を目指してきたと思いますから、我々も、改正案として数パターンを選択できるような地方自治法にしていくということなのかなと思ったのですけれども、そうではなく一本化していくことなのですが、それは、そういう御意見が市長会の中では優勢になっているのですか。
- 橘田大都市制度推進本部室長 法律のほうは、これは、あくまでも国会の中で議論をしていただいて法律

が成案となっていきます。それは、内閣が内閣提出法律案という形で整理をして出す場合もありますでしょうし、各国会議員が議員立法という手法を使って法律を出す場合もあるのですが、一般的には、法律の中でまたそれを選択するというのは、できる規定とか義務のような形できちんと書くのか、あるいは、選択できる余地を残すような形で書くのかというのはありますけれども、いろんなパターンができますよみたいな形というのは、なかなか法律にはそぐわないかなということで、指定都市市長会が何らかの形での一本化をして、それがそのまま政府の法律案になるかどうかというのは、また次のステップになりますので、ただ、一つたたき台として国のほうにも提示をしていかないと、この先の具体的な議論に結びついでいかないだろうということで、今回、具体的な法律案を作成していこうと、そのような趣旨でございます。

- 荻原隆宏委員 そこは、私は、むしろ一本化しないでほしいというふうに強く思います。国会議員の皆さんに提案を申し上げるときも、こういうパターンがあると幾つかのパターンを提示して、多様な地方自治の在り方というのはこういうことなのかということを御理解いただくためにも大事なことなのではないかなというふうに私は思います。

もう一度、質問が繰り返しになって恐縮ですが、市長会の中で一本化していくということで、それは優勢な状況にあるのですか。

- 橘田大都市制度推進本部室長 優勢とかどうかというよりも、次の指定都市市長会の中で何らかの成案をつくっていきましょうという議論になっています。今回御提示した部分の資料については、まだその成案になる前に各市の中でも議論が必要であろうという形で、このような形で提示をされていると。それぞれ各市のほうの意見等も踏まえた上で、何らかの形で1つの成案にしていくというのが市長会の中での議論という状況になっております。
- 荻原隆宏委員 ぜひそこは無理に一本化せずに、複数の自治の在り方を提示していくという形をしていただきたいというふうに、これは要望を申し上げます。

委員長、これで最後にさせていただきますが、総務省の大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ、これが6月に報告書が出されて、これは13ページですか、資料を頂いておりますが、この中で先ほど御説明いただいた新たな大都市制度としての特別市の制度、4番のところで、以下の項目について議論を深める趣旨で論点を整理というふうにあって、警察、医療提供体制、都市計画など残存する道府県の事務処理への影響とその対応策というふうになっておりますけれども、この点は、どのように市長会において整理をしていく流れに今あるのか、教えてください。

- 橘田大都市制度推進本部室長 今、委員からお話があったこの資料は、国のワーキングでの議論の資料ということになっています。警察については、先ほどの指定都市市長会の資料にもございますように、基本は、特別市の中に公安委員会と警察本部を設置していくよと、共同設置の視野も入れた、それもできる規定をつくっていくというのが指定都市市長会の中の議論という形になっています。

それ以外の医療提供体制とか都市計画とか、これは国の中で、要は、広域自治体が現在行っている広域的な視点からの事務について、特別市がその区域外になることによって影響があるのかないのか、影響があった場合は、どのようにそれを対処していく方法が考えられるのか、そういう議論がここではされたと。その問題提起ですね。国としてもそこを、特別市をつくっていったときの課題になっていくので、そこをどうやってクリアしていくかというような論点の整理が今回行われたということで、これに基づくまた議論は、今後、引き続き指定都市の市長会の中でも当然議論はしていかなければならないと思いますが、ここは、あ

くまでも国のはうのワーキンググループの中で議論された内容としての課題という形で示されたというものでございます。

- 荻原隆宏委員 その整理された論点に対して市長会としては、今後、どう対応していくのかということをお伺いしたい。どのように議論を進めていくのか。
- 橋田大都市制度推進本部室長 それは、今後、これは非常に各論的な話でございますので、警察については、今、整理を指定都市市長会でもしていますよということをお話しさせていただきましたが、それ以外の部分についても、例えば医療提供体制の話とか都市計画の部分については、現行の政令市の制度の中であっても政令市がちゃんとやるべきだという議論が指定都市市長会の中でもされておりますので、特別市になれば、当然そこはやっていく話になるであろうと、事務としてはなっていくだろうというふうに考えています。ただ、その上で、広域的な課題の部分をどうクリアしていくか。それは、県と協議する協議体をつくっていくとか、そういうことも一つの手法でしょうし、共同処理の方法でやっていくというのも一つの方法ですが、それは非常にテクニカルな手法の部分でございますので、今回課題が整理されたものが、また今後、じやあより具体的な制度の深化を議論していく中では、当然また指定都市の市長会の中でも議論がされるであろうというふうに考えております。
- 荻原隆宏委員 この医療提供体制とか警察とか、あと、②にある道府県が有している施設の取扱い、図書館とか学校とかそういうことだろうと思いますけれども、非常に市民が関心の高いところだと思うのです。県立高校がどうなるのですかとか、県立図書館はどうなるのですかとか、病院はどうなるのですか、これは、むしろ横浜市外の方の関心が高いかもしれない。なのでこの点は、特別市制度を広く多くの人に御理解をいただきたいには、非常に重要な論点だと私は思いますので、これは、しっかり市長会においても十分に議論をしていただきたいと、これも要望として申し上げたいと思います。
- 橋田大都市制度推進本部室長 ワーキンググループで地理的な分離に関しても御心配の論点があったかと思います。指定都市が独立したらその県が地理的に分裂してしまうと。その状況についてはどう考えていくのかということがワーキンググループの論点の中にあったかと思うのですけれども、その点については、市長会においては、どういう御意見がありますか。
- 橋田大都市制度推進本部室長 このワーキンググループの報告書の議論というのは、これからやっていくという話だと思いますので、現時点でその具体的な議論をしているという状況ではございません。
- 荻原隆宏委員 分かりました。ありがとうございます。この①と②の部分と、さらに地理的な分離などの今回ワーキンググループが示された論点、このほかに、先ほどお話しさせていただいた各行政区における住民代表機能についてもしっかりと指摘をされているところであり、次の地方制度調査会が、国会議員の皆さんのが求めてくださっている中で、横浜市として特別市を主張していくためには、確かにテクニカルなお話ではあるけれども、ここをぼやっとしたままだと、恐らく住民の皆さんにも特別市の論点というものがなかなか見えてこないでしょうし、その点は、もう少しつきりとビジョンが見えてくるような議論を、ぜひ市長会では、しっかりそこのビジョンを持って地方自治法の改正案の申出につなげていただきたいというように思います。

重ねて恐縮ですけれども、決して無理に一本化をせずに、特に各行政区の住民代表機能の在り方については、焦ることなく、一本化を無理にすることなく、十分に選択可能な、イギリスでも大都市については選択できるようになる、もっと統治機構としての選択制になっていますけれども、この各行政区における住民

代表機能の話も統治機構の話だと思いますので、その点は無理に一本化せずに、複数の選択肢を持って改正案作成に臨んでいただきたいと、改正案の提案につなげていただきたいというふうに思っております。最後に橋田室長の御意見をいただければありがとうございます。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 今、委員から様々御指摘いただいた点も含めて、今後、地方制度調査会で議論をしていただきたいというふうに、これは、指定都市市長会としては思っておりますので、より深化した議論が、このワーキングでの論点整理も含めて、地方制度調査会という場でしっかりと議論をしていただきたい。

そのためには、指定都市市長会としてもそれぞれの論点に対する考え方をまとめていく必要もあるでしょうし、横浜市は特別市大綱の中で、先ほど委員から御指摘のあった県有施設の話も、ある程度、整理をもうしておりますので、そういうことも踏まえながら、より実現可能な法制化が進むような議論に資するようしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

- **福地茂委員長** 他に。

- **みわ智恵美委員** 御説明ありがとうございます。今回の取りまとめのところで検討状況等について考え方を見せていただいているのですけれども、今、9ページのところでの一層制の議論もありましたけれども、私は、その中で議論になっていた区民の自治といいますか、横浜市の市民がその区という単位で生活をしている、そこがどういうふうに住民自治として尊重されるのかということが大事だと思っています。

それで、区というところで、参考に令和3年の最終報告書では、行政区として法人格を有しないということと、それから、さらなる住民自治の強化に努めるというふうに2点書かれていたのですけれども、今回の考え方のところでは、法人格を有しないというのはそのまま引き継がれていて、住民自治の強化に努めるという言葉がなくなっていて、区長のことや区常任委員会のことなどが書かれているのですけれども、この住民自治の強化に努めるという言葉がなくなっているのは、どう考えたらいいでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 住民自治の部分、区における住民自治の強化は、当然必要だというふうに考えています。これが、令和3年のときは具体的な議論が全くされなかつたので、住民自治の強化に努めるということで終わってしまっていたと。住民自治という部分を考えたときに、住民の参画と住民自治はちょっと違う視点だというふうに思っていますので、住民自治は民主的な正当性が必要ですので、当然そこにおける議会の機能、議員の皆様方は公選で選ばれていますので、そこをしっかりと強化していくということは、こここの住民自治の強化の肝だというふうに考えています。

したがって、今回この指定都市市長会の中でも議論がされて、区長については議会同意を要する、そういう形の区長にいかなければいけないだろうというパターンが出てきたということと、もう一つは、政令市の市会の議員の皆様方といいますのは、行政区ごとに選挙で選ばれていますので、その区の代表的な部分をお持ちですので、ここで区の常任委員会をつくって、区の中の住民自治の強化になるようにしていくということを、今回、具体的にこの指定都市市長会のプロジェクトの中で整理をしたという、そういう理解でございます。

- **みわ智恵美委員** 今のお答えの中で、住民の参画と住民自治は違うというふうにおっしゃったのですよね。それで、住民が参画ということは、住民自治ということとは違うというところのその論拠といいますか、どういうふうに考えているのですか。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 地方自治は、団体自治と住民自治の両方があるというふうに言われており

ますが、自治というのは、そこで物事をしっかりと住民の総意の下に決めていくということだと思います。したがって、議会の機能というのは、まさに住民自治の非常に大きな役割ですよね。という意味で住民自治ということを、区の中の住民自治の機能といったときに、そこは絶対外すことができないという部分があろうかと思います。

それは、市民の皆さんのが直接参加で住民自治の確保というのは当然ありますけれども、今、間接民主主義の中で議会の議論がありますので、ここで言っている住民自治の強化というのは、そこを捉えて言った部分でありますので、私も今そういう部分で発言をさせていただいたということでございます。

- **みわ智恵美委員** 横浜市が1つの大きな自治体として、先ほどの議論がありました一層制の自治体だという意味は、県の層と重なっていることなのではないということで、横浜市の中でのどういう層になるのかについては、まだ決まっていない、またさらなる議論があるということだと思うのですけれども、今のお話だと、やはり一層制かなというふうに感じました。

住民が参画するということは、私は住民自治だと思うのです。いろんな場面があります。選挙であったり、それからパブリックコメントであったり、それで、そういういろんな審議会があるところに直接参加したり、それでまた区という自分たちの住んでいるところでの様々な要望があると思うのです。

海のそばだったら海のそばの、農業地帯だったら農業地帯のって、それぞれの場所で暮らす住民の皆さんの思いが、思いというか願いがあると思うので、そこでどう自らが暮らす場所が、本当に安全で安心で快適に暮らしていくのかということを望まれていると思うのですけれども、先ほどの青本の議論のところでも、税財源の問題が書かれているのですけれども、そのときに、その自治体ごとの要望が、課題も違う、少子化がうんと進んでいるとか、過疎化が進んでいるとか、また、どんどん大規模化したところでの老朽化したインフラの整備が物すごく課題になっているとか、様々に自治体によって課題があるわけだけれども、そこで暮らす住民にとっては、安全で安心で同じ教育や福祉や医療が受けられるという、それを実行するには、国がちゃんとやってくださいねということが青本のほうでは述べられてきているわけで、そのときに、自分たち側からの要望なり意見なり実態がきちんとあるので、それを聞いてくれという趣旨で出していかれるのだというふうに思うのですけれど。

そうすると、住民が自らの、例えば横浜市なんかだと、大変、区から選ばれる議員は限られていますので、一般市のように1つの20万、30万、40万という区がありますけれども、それが1つの自治体だと、そこから20人だったり30人だったりもっと細かい単位で議員が選ばれて、それを議会に持つていって議論しているわけですけれども、今の横浜市では、選ばれた議員が横浜市全体についての議論をしているわけで、そのことと住民自治が、それは住民自治なんだというふうに言わると、住民が本当に横浜市政に参加するという住民自治は、どう保障されるのだろうかというふうに思えるのですけれども、それについてはどう考えたらよろしいですか。

- **橘田大都市制度推進本部室長** 私の言い回しも不十分だったと思います。先ほどの住民自治の強化の具体例として書いてある部分については、いわゆる住民代表機能の部分を中心に書いているという形になっています。横浜市の特別市の大綱の中でも、区における住民自治の強化は非常に重要だということで、住民代表機能の強化の部分と住民参画や共同の充実といったことも、合わせて全体の中で住民自治の強化ということで大綱の中でも整理をされておりますので、私の言い方も不十分だったと思いますが、住民代表機能の話と住民参画、共同とは、ちょっと違うという意味で申し上げたということでございます。

- みわ智恵美委員 そういう考え方で今回の考え方というふうに書かれているということだと思うのですけれども、今回の考え方そのまま賛同することはできかねます。

それから、住民投票については、両方考えられる、両パターンを作成するなど書かれているので、ここは、いろんな自治体の意見が来ているのかなというふうに思いました。ということで、先ほどの委員もありました、警察の問題だったり高校の問題、それから医療の問題など、まだまだ身にしみて市民が、そういうことなのかなというふうに納得できるような議論になっているとは思えないなと思いまして、長年にわたってこの議論してきましたということで、平成25年3月策定というところから書かれていますけれども、まだまだ議論は必要なではないかなと。要するに住民自治であったり、それから、横浜市が十分な住民サービスを実行するための税制などについての議論もまだまだ求められているというふうに思います。

- 福地茂委員長 他にいかがでしょうか。

- 横山正人委員 今の議論の中で、特別市の法制化に向けて取り組んでいるわけでありますけれども、この法制化は、先ほどの議論にもあったように、内閣提出法律案ではなくて議員立法で行わなければならぬと。さらに、この議員立法も、各会派が納得するような成案を得ないと、この議員立法が成立して特別市の法制化が進まないということなので、この問題というのは、機運醸成も含めて法制化は、かなり政治主導で行っていくかなければならない課題だと私は認識しております。

この中で、10月の26日に投開票を迎える川崎市長選挙ですけれども、現職の福田市長が4選目を目指して公約を発表しました。この中で、特別市も大きな柱に据えて選挙に臨むと、こういうことをおっしゃっているわけです。前回の3期目の市長選挙のときにも、公約の第1番目として特別市の実施、自らの選挙で市民に真を問うという姿勢を示していらっしゃるのです。私は、この姿勢というのは、特別市を目指す都市の首長として極めて真っ当な姿勢であり、市民に対して、自身の公約実現に向けて理解を得ていただく上で、非常に大切なことだというふうに私は思っております。見習うべきことじゃないかと思っているのです。

他方で、大阪の吉村知事が3回目の都構想の住民投票をやると、必要だと思うというふうにメディアに答えてているのです。これは、背景として大阪・関西万博の成功であったりとか、大阪経済の上昇であったりとか、インバウンドが増えてきているとか、こういった背景の中で、いま一度、大阪市民に対して都構想の是非を問うと、こういうふうにおっしゃっているのだと思うのです。

この多様な大都市制度の在り方というのは、指定都市市長会も指定都市議長会も認めている話であって、様々な大都市の在り方というのがあるだろうという中で、いわゆる大阪市、堺市を廃止して大阪府に組み込むというやり方もあれば、横浜市や川崎市が求めているような県から離れて特別市が自立するというような様々な形態があるのだということを、市長会も議長会も言っているわけです。

この中で、私はこの都構想の住民投票、これが仮に実施されるとなると、全国的な大きなニュースとなって、大都市制度の在り方にかなりいろんな方が注目してくるタイミングになってくるのではないかと思うのです。そのときに特別市が埋没しないように、特別市という考え方をこういうものだ、大阪都構想も、この実現に向けて行動する知事、市長の考え方を認めるけれども、いわゆる大阪都構想だけではなくて、特別市というやり方もあるということをPRする私は非常にいい機会になるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 橋田大都市制度推進本部室長 今、委員から御指摘のように次のステップ、政治的な主導の中で動いていく。国会で議論がされないとなかなかいけませんし、国会の議論を促すには、国民世論の盛り上がりという

ことも必要ですので、今の多様な大都市制度というのは、今、委員が御指摘のように、指定都市市長会も、都構想も認めるし、政令市のままというのも認めるし、特別市という新たな選択肢も認めていこうということですので、ぜひその全体、大都市問題、大都市制度の改革の中で、しっかり特別市が埋没しないように、唯一法制化がされておりませんので、何とかそこで法制化をしていただいて選択肢になるような、その運動を指定都市市長会の中でも積極的にやっていただけるように、事務方からもしっかりそこは調整をしていきたいというふうに考えております。

- **横山正人委員** 都構想の住民投票、1回目、2回目、私は大阪に行って、いろんなところで遊説活動に参加しました。そのときに私が大阪の市民の方から言われたのは、私は、都構想に対しては否定的な立場でやっていましたけれども、横浜ではこういう考え方を持っているのですよと。大阪市を廃止して府に取り込まれるということは、住民サービスの低下や負担の増加につながるおそれがありますと、それでも皆さんいいと思っているのですかというような話をしたのです。

他方で横浜はこういうことを考えていますと、特別市のように県から距離を置いて横浜市が独自に自立している、自活していくような方法を取っているのですよということを言ったら、なるほど、こういうやり方もあるのですねと、それのほうが合理的じゃないですかというような御意見をいただいたのです。

私はそのときに、なるほど、一つの方向だけを向いていると、全体が同じ方向を向いてしまうけれども、いろんな考え方を提案することによって、特別市の在り方みたいなところを理解していただけるというふうに、実際に実感として思った次第ですので、ぜひこういう機運を高めるタイミングとして、いわゆる大阪都構想の住民投票の機会を使っていただければありがたいなというふうに思います。

それと、あと、この特別市の問題というのは、対県というふうに捉えがちなのですから、県の構成員というのは、知事部局や県議会だけではなくて、一般の市町村も県の構成メンバーなわけです。私は、県の一方的な考え方の中で、横浜、川崎が抜けると県は大変なことになるという話を聞いている一般市の市議会議員の皆さんと懇談したのです。そうしたところ、私から、この特別市がされることによって、横浜、川崎が県から離脱することによって得られるメリットもありますよと、それを一番享受するのが一般市じゃないですかという話をしたところ、なるほど、そういうこともありますねということで、一般市の方々の理解というのも、私は大切なこれから機運醸成に入ってくるのではないのかなというふうに思います。特に、一般市の市議会議員の方々に、この特別市のメリットみたいなものをしっかりと伝えていくということが、この機運醸成にとって大切なことなのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

- **橘田大都市制度推進本部室長** 委員御指摘のとおりで、県内の市町村の皆さんにも応援していただくというのは非常に大事ですし、県のほうが逆に影響があるという、そういう広報をされていますので、そんなことにならないように、当然、政令市のほうは考えてやっていくということで、一回、各市の市長のところに、3市の政令市の市長が分担して、一回、回っておりますけれども、またその事務レベルも含めて、横浜市の場合、8市連携で、近隣の自治体とのパイプもありますので、折を見てやっていきたいと。今回も、このワーキングの報告書が出たことを踏まえて、部課長が川崎以外の6市を回って、こういう動きもしているし、あるいは、指定都市が核となって連携をしていくというような方向性も出ているのですと、だからしっかり連携していきたいというような話もしておりますので、県内の市町村の理解をしっかりと促進できるように対応していきたいというふうに考えております。

- **関勝則委員** ありがとうございます。関連してピンポイントで質問させていただきたいと思うのですが、

その前に、横山委員は、この特別市の実現に向けて本当に熱く語っておられて、私がたしか会派の政務調査会を担っていた頃に議長をお務めいただいて、声をかけていただいて、当時、橋田さんと県議会の我が会派の議会へ乗り込んでこの特別市の話をさせていただいたことを、本当にこの間のように思い出しながら今の議論を、やり取りを聞かせていただいたのですが、そのときの雰囲気を今ここでしゃべるつもりは毛頭ありませんけれども、本当に今おっしゃっていたこの議論というのは、大事なことだというふうに思います。

一般市の議員の皆さんへの理解も本当に重要だと思うし、私も、今、橋田さんがいみじくもおっしゃっていた8市連携の市長会議というものがあるから、でも、これは平成23年からずっとあって、定期的に連携しているということなので、今ちらっとこの特別市に関しても、この8市連携の場を活用してやっています的なことは、御答弁であったかなと思うのですが、もう少しこれまでこの8市連携を活用というのですか、ここでどんなことを市としては横浜としてPRというか、こういうことを今進めていますということで説明していくのが非常に大事だというふうに思いますので、そんなところがもしありましたら、お聞かせいただきたいなというふうに思うのですけれども。

- **橋田大都市制度推進本部室長** ありがとうございます。8市連携のほうで、直接、特別市というよりも、連携をしっかりと横浜が座長になってやっていくということで、今、災害対策の話とか福祉の話とか、あるいはプラゴミの対策の話とか、具体的な市長間で決まった内容を8市で連携してやっているというものについて、課長レベルの会議を開いてそれぞれ取組をやっています。ある程度、方向性が出たものについては、首長会議をまた来年開いていきたいというふうに考えておりますし、これには川崎もメンバーで入っておりますので、我々が主張している特別市の話というのは、広域連携の話とも非常にリンクをしていく話でございますので、理解が促進できるようにしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。
- **関勝則委員** ありがとうございます。引き続きそういう取組を進めていっていただいて、これは、資料3の(3)の8ページにも、まさに広域事務連携の在り方ということで、近隣の自治体にもメリットがあるんだよ、しっかりと横浜市はその辺をグリップしながらこの特別市というのを考えているんだよということは、本当に発信をし続けていただいたほうがいいのかなと思いますし、そもそも8市連携というのは、2040年頃を見据えてって、たしかそういうことで立ち上げたのかなと思いますし、いみじくも、今回うちの中期も、2040年あたりをということを目標に掲げてやっていく中ですから、当然その中で柱になってくる一つがこの特別市だと思います。今、橋田さんがおっしゃっていたいた、目の前の課題解決を8市連携してというのは、すごく大事なことです。

そこで、日々のお付き合いの中で連携していくことで、いよいよ横浜市が抱える、また川崎が抱えるこういった特別市の課題、取組というものも理解していただきながら進めていく。そして、横山委員がおっしゃったとおり、我々も、今度は議会の議員の皆さん方にも少しでも理解が深まるような何か取組をしていかなくちゃいけないなというのを改めて思ったところでありますので、ぜひこの8市連携というものを一つの機会、チャンスと捉えて、これから粘り強くというか、しっかりと説明を果たしていっていただきたいなというふうに、これは要望でありますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

- **福地茂委員長** 他に御意見はよろしいでしょうか。
- **行田朝仁委員** ありがとうございます。今、関委員の、また横山委員もおっしゃった話にも関連する話になるのですけれども、この指定都市市長会の取組についてまとめてある考え方の9ページのところなのですけれども、ここで、事務に関してで、これは特別市、または都道府県及び市町とかいろいろ書いてあるのです

けれども、この一般の市町村の求めに応じ、市町村事務を補完する事務を担うものとするとか、また、13ページのところ、右の下、5番、大都市圏における広域的な課題への対応ってことで、今後、その下のほう、防災や子育て、介護、交通など市町村が重要な役割を果たしている分野の課題について、市町村の意見を反映するための仕組みを設けるとか。

これは、特別地の議論というのは、もちろん横浜市民の行政サービス充実をさせて、ずっと住み続けたいまちにするためのとても重要な取組だと思いますし、今の議論でもあったとおり、これは横浜だけがいいのではなくて、周りにとってもいい話なんだというところに持っていく、それをするための、我々がしっかりと周りもサポートしていくということのこうした言葉なのかなというふうにも思っているのですが、今、周辺自治体とのやり取りの話も、関委員のほうもありまして、さらにこれはもっと強化をして、先ほど横山委員からも、各自治体にもっとメリットがあるということを言っていったほうがいいのではないかという話、議員の皆様方に、いうのもありますし。

さらには、行政サービス自体も、今までいろいろなところで議論がありまして、私も言わせていただいてまいりましたが、今、図書館であったりいろんなパターンのサポートといいますか、協力関係をやっていくこうという話をしているわけなのですが、今後、さらに、今日のこの報告を見ますと、国も地方も、今、一歩踏み込もうとしているなという状況に、次は34次ですか、これはやるとしたら、そういうところに向かってやっていくその足場を固める意味でも、さらに連携を強化しなきゃいけないのではないかと今日の議論を聞いていて思ったのですが、所見を伺いたいのですけれども。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 御質問ありがとうございます。国のはうも、人口減少が急速に進んでいて、地方自治体の職員の担い手もかなり全体で見ると厳しくなっている。そういう状況の中で、これまで市町村の補完というか、助けていくのは都道府県の役割だというような議論が中心だったのですが、今回のレポートにも出ていますし、特別市なり政令市が近隣の市町村を補完していく、そういうこともやっていかないと、持続可能な地方自治体の運営ができないのではないかという危機感を多分国のはうもお持ちですし、政令市の市長会の中でも、自分の政令市だけが特別市になっていいのではなくて、周りの補完もしっかりと特別市が担っていこうということを明確にしていくということで、今回こういう形で整理を始めておりますので、この後の国の議論の中でもこれは大きな論点になっていくと思いますので、しっかりとそういう役割も担うのだと、自分の市だけではなくて周りにも目を向けていく、そういうような視点を持っていくんだということを明確に示していくということが必要かなというふうに思っています。
- **行田朝仁委員** しっかりと前に進めていただきたいと思います。この間、30次が終わって何年かたって、国からもいろんな示される中にある、全国的にも広域連携って言葉は、先ほどから何度も使われていますけれども、そうしたところが全国各地に出てきているという、少しずつ機運もあるし、横浜市としてもいろんな取組をする中で、今回、県内の三政令市市長・正副議長懇談会、これを初めてやったりとかいう動きがある中、先ほどからも話がありますけれども、国会議員の皆様にもしっかりと理解していただいて、前に進めてもらいたいと。

今日の報告の中で、これは5ページに出てくるのですが、指定都市を応援する国会議員の会の決議をこの6月にしていただいたということで、非常に心強いというか力強い応援だというふうに思っていますが、ちなみに聞いておきたいのですけれども、これは何人ぐらい、これは超党派で構成されているのですが、いらっしゃってという、その辺の今回の状況を伺いたいのですけれども。

- **橋田大都市制度推進本部室長** 構成されている議員の皆様方は200名を超えております。今年度、総会を開きまして、1回目の総会で大体150名程度、2回目の総会でも100名程度の議員に出ていただいて、2回目の総会の場で決議を出していこうという形になりました、決議を今回出していただいたということになります。代表の議員の皆様方が総理と総務大臣のほうにも決議文を手交していただいたというふうに考えております。
- **行田朝仁委員** こちらの議員の皆様方にもしっかりと力を発揮していただきたいですし、さらには、周辺の自治体の皆さんからもそうだなというふうに思っていただけるようにしてもらいたいですし、次は34次ですか、先ほどもあれでしたけれども、に向かってしっかりと諮詢していただけるように、そして前に進められるように、前に進みやすい環境を横浜市として、先ほど川崎市の話もありましたけれども、一緒になって前に進めていってもらいたいというふうに思うのですが、その辺のお考えを伺っておきたいと思います。
- **橋田大都市制度推進本部室長** ありがとうございます。三政令市の市長と正副議長の要請をまとめていただいて、これも今年は相模原が担当だったのですけれども、各政党のほうと主要政党とプラス内閣のほうに持っていくというような準備も今しておりますので、この機運がしっかりと進むように、様々な手法を使いながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

- **福地茂委員長** 他に御意見等はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **福地茂委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◎ 国に対する要望活動について

- **福地茂委員長** 次に、国に対する要望活動についてを議題に供します。

本委員会では、令和4年度より特別市の法制化に関する要望活動を国に対して行っております。事前に正副委員長で協議した結果、今年度も本委員会として国に対する要望活動を行いたいと思いますが、各委員の御意見をお願いいたします。

- **川口広委員** 我々としましても例年どおり要望活動をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- **行田朝仁委員** 公明党としましても、例年どおりお願いしたいというふうに思います。

- **かざまあさみ委員** 我が会派としては、去年に立憲民主党政令指定都市連絡協議会というのも立ち上げまして、全国的に連携を強化していっているというところです。国のほうでも指定都市、先ほどのお話もありましたが、応援する国会議員の会で議論が行われており、機運が高まってきていると感じておりますので、横浜市としても、今まで以上に実現に向けて積極的に国に対する要望活動を続けていっていただきたいと思っております。

- **坂井太委員** しかるべきよろしくお願いいたします。

- **みわ智恵美委員** 日本共産党としては、青本でも示されたように、防災・減災対策とか老朽化したインフラ整備への課題、また、教育、福祉の充実など、本当にそういう中でそれを求めていくことや、それでまた、物価高で苦しむ市民生活を守るということが、何よりも国が責任を持って進めるべき課題で、地方によって格差が生じることは、あってはならないと思います。そのために国が果たすべき役割を、他の自治体と一緒にになってしっかりと求めていくことが重要だということは、改めて求めておきたいと思います。住民の声が

生かされていく住民自治強化の取組の議論が、今、本当に市民参加で必要ではないかというふうに思うのです。そのことから考えても、今この大都市制度改革に注力していくことは必要ないと考えますので、提出は必要ないと考えます。

- 荻原隆宏委員 政令市が抱える様々な課題について国に対して要望していくことは、非常に重要なことだと私も思います。その要望していく内容については、多様な御意見があろうと思いますので、その点をしっかりと踏まえた要望をしていただければ大変ありがたいと思っております。
- 福地茂委員長 ありがとうございます。各委員の御意見を伺いましたが、御意見が分かれておりますので、採決をさせていただきたいと存じます。

採決の方法は挙手といたします。

本委員会として国に対する要望活動を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 福地茂委員長 ありがとうございます。挙手多数。よって、本委員会として国に対する要望活動を行うことを決定いたします。

要望書につきましては、皆様からも御意見をいただきながら正副委員長で協議の上、案文を作成し、委員会でお示ししたいと思いますので、御意見がある場合は、お申出いただきますようお願いいたします。

-
- ◎ 閉会宣言
- 福地茂委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午前11時22分

